STLOWS

木村経営ブレーンの経営参謀誌

2014.9
ストローズ
Vol.85

社長コラム
「余命宣告された時、
どう動くか」

遊魚動緑
「2014年版、国税庁レポート」

「医療機関における
控除対象外消費税
(損税)問題について」

「平成27年1月1日より
相続税の計算が
変更となります！」

HAPPY　WEDDING

ちょっと小話

STLOWSの法則

科学的思考
＝Scientific

全社的思考
＝Total

長期的思考
＝Long Range

創造的思考
＝Original,Orthodox

バランス的思考
＝Well-balanced

体系的思考
＝Systematic

株式会社 木村経営ブレーン
成功への提案
木村光雄税理士事務所
〒920-0027 石川県金沢市駅西新町3丁目4番33号
【TEL】076-260-1666 【HP】http://www.kkb-jp.com/

余命宣告された時 人はどう動くか？

代表取締役社長・税理士
認定登録　医業経営コンサルタント
木村　岳二

・はじめに

来年、2015年（平成27年）3月14日（土）、**北陸新幹線が開業します**。もう間もなく、金沢・東京間が2時間28分で結ばれます。
金沢駅前の地価も上昇しており、関東圏の経済効果が期待されております。

・ある質問

先日、ある講師から、余命が幾ばくもないと宣告された場合、何をしますかと不意に問われました。
余命3日、3か月、3年間の3通りの場合です。私は、普段考えたこともない、そして、想像したこともない、このやや不愉快な質問に対し、返答に窮しました。神様以外、余命は誰にもわからないではないか。もし、例えば、3日しか時間が残されていないとしたら、どうするだろうか。その講師に対し、困った表情を浮かべ、死は怖いと思いつつ、会社経営が心配であると答えてしまった。そして、3か月、3年間の場合も同様、会社が心配であると。
その講師は、大概の人はこう動きたいと答えるという。

《3　日》（快楽志向）　好きなことをして過ごしたい。
《3か月》（非日常的志向）　海外に行きたい。
《3年間》（日常的志向）　普通の生活を営みたい。

余命が長くなればなるほど、死から遠くなると、日常生活に回帰する特徴があるようです。
私は、自分の命は少なくとも永遠ではないものの、健康に自信を持ち、あと数十年は生きていくものと安穏に考えておりました。ところが、講師のやや不快な質問に対し、相当、抵抗したものの、死を眼前にした場合を嫌々考えたとき、何が本当に大切かを考える貴重な機会となりました。**判断基準が純粋化していくことを実感したわけです。**

会社のため、会社の仲間やその家族のため、お客様のため、地域社会のために自分が何をできるか。会計事務所を社会のインフラにするという使命を果たすため、自分の時間を活用すべきであることに気づきました。**日常生活に埋没することなく、時折、余命の質問に答えてみようと思います。**

末筆ながら、皆様の事業の益々のご発展を心より祈念申し上げます。

～社長ブログ「宝在心」、当社のホームページに掲載してありますので、是非ご覧ください。～

遊魚動緑

「2014年版、国税方レポート」

取締役会長・税理士
認定登録　医業経営コンサルタント
木村　光雄

○平成26年度の国の一般会計歳入予算は年間約96兆円だが、そのうち50兆円(歳入の52%)が租税及び印紙収入で、公債(国の借入)は41兆円(43%)にのぼる。
また、歳出は社会保障が30兆円(歳出の32%)、国債償還(借入返済)が13兆円(14%)、国債利子が10兆円(10%)、地方交付税が16兆円(17%)、公共事業6兆円、文教科学振興5.4兆円、防衛費5兆円となっている。

※収入の約半分が国債などの借金
※金利の約半分の額に相当する歳出が公共事業、文教科学、防衛費となっている。
※収入は、消費税の増税だけでは焼け石に水の状態。やはり貿易収入を増やして景気を良くし、税収の絶対値をアップさせるしかない。

◇所得税の確定申告の申告者数は2,143万人。

国民の5人に1人が申告しているが半数以上が還付申告。
「e-Tax」(電子申告)と確定申告等作成コーナーではICTを推進している。
申告者の約55%(1,160万人)がICTを利用している。

◇調査において重点的に取り組んでいる事項。

(1)資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施。
(2)十分な審査と調査等により、消費税の不正還付申告を防止。
(3)調査手続きの適正な履行。
　平成25年度税制改正において、国税通則法の一部改正に対応。

◇資料情報

的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集。

◇査察

(1)平成25年度の脱税総額は145億円、うち告発分は117億円。
　平成25年度においては、185件の査察調査に着手する一方で、前年度から引き続き、査察調査を行っていた事件を含めて185件を処理し、そのうち118件を検察官に告発した。
(2)平成25年度中の一審判決では115件で有罪判決、うち9名に実刑判決。

115件の平均の懲役月数は12.9か月、罰金額は1,200万円となっています。
実刑判決は昭和55年以降34年連続で言い渡されています。

◇社会保障・税番号制度の導入

番号制度の導入スケジュールは、現在のところ、平成27年秋頃に個人番号・法人番号の通知、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用開始することが予定されています。
これを踏まえると、税分野での利用は、「番号法整備法」に基づき、所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから、申請書等については平成28年1月以降に提出すべきものから番号記載が開始されることになります。

～5の付く日に更新、当社のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載している短信「遊魚動緑」をご覧ください。～

経営監査
主任　早川　浩平

医療機関における控除対象外消費税(損税)問題について

国税庁の定義によれば「消費税は商品･製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付する」とある。この定義からするといささか違和感を覚えるのが、今回お話させて頂くいわゆる損税問題である。
そもそも社会保険診療の消費税は非課税となっておりますが、日本医師会の患者調査によると、社会保険診療が消費税非課税であることを知らない人が約6割いるとの結果が出ています。

＜医療機関における損税問題とは？＞

医療機関は医薬品、診療材料、高額な医療機械などを購入する時に消費税を負担していますが、社会保険料診療は非課税であることから、最終消費者である患者から消費税を受取ることができません。つまり、購入(仕入)時の段階で支払った消費税分を差し引くことができず、消費税は実質医療機関の負担となってしまう。これが損税問題と言われております。ただし、控除対象外消費税額は医療機関の所得計算上、原則として必要経費に計上ないし、損金算入されるため、所得税･法人税が軽減されることに留意が必要である。

＜医療機関の負担割合は？＞　※下記図参照

年間の医療機関全体の負担は約2,200億円にのぼると試算されています。

＜国のこれまでの対応＞

3%導入時には診療報酬本体に0.11%上乗せし、5%に引き上げられた際は本体に0.32%の上乗せを行い、今回8%時には初診料、再診料などを消費税対応分として加算したことは全ての医療機関にシンプルかつ広く薄く引き渡らせる配慮も見えます。ただ、この補填である診療報酬は累次で改定がなされており、その効果が固定的･持続的でないため消費税率に合わせて引き上げることは事実上不可能であり、単純な診療報酬上乗せは患者･国民･医療機関にとって不公平ではないかと感じます。

＜問題解決に向けて＞

10%に引き上げ時に向けいろいろ議論がされておりますが、どれもメリットデメリットがあります。特に高額な設備投資(建物建築や医療機械)などの消費税負担はとても大きいと思われます。平成22年8月10日に成立した「消費税法等の一部を改正する等の法律案」においてもこの高額な設備投資について措置を講じることを検討する旨記載されています。

この問題に対してはいろいろなご意見があると思いますが、冒頭での消費税の定義からすると医療機関が現在負担しているこの制度そのものが問題ではないでしょうか。ただし、医療機関の負担を減らすということは、患者なり国民全体で負担するということですので、超高齢者社会を迎える今、それぞれの立場において慎重な議論の進め方とこの問題が解決される事を期待したいです。

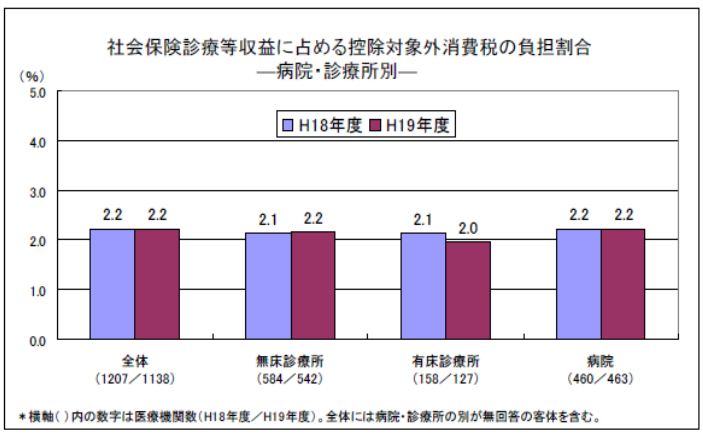

日医総研　消費税の実態調査より

平成27年1月1日より 相続税の計算が変更となります！

当事務所からのご案内などでも、度々お伝えしてきておりますが、
平成27年1月1日以降に発生した相続税の計算方法が変更となります。
非常に大事なことなので、改めてご案内させていただきます。

相続税・贈与税の改正とは

【相続税の基礎控除額見直し】

相続税は遺産額から一定の金額（基礎控除額）を控除したものが課税対象。
しかし、今回の改正により、その控除される額が大幅に減少となります。

基礎控除額が減少すると・・・
↓
相続税の**課税対象者が大幅に増加**！
課税額増加による**相続税負担の増加**！

（例えば、法定相続人が1人の場合）
＜現行＞
5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数＝6,000万円
＜改正後＞
3,000万円＋600万円×法定相続人の数＝3,600万円

2,400万円の差！

【その他改正】

・相続税・贈与税の税率構造の見直し
　－最高税率55%へ－
・未成年者控除等の拡充
・小規模宅地の軽減特例の改正
・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設
・事業承継制度の見直し

**下記のような財産をお持ちの方は、是非一度、当事務所の担当者まで、お気軽にご相談ください。
相続税の試算など、お手伝いさせていただきます。**

【主な相続財産の例】
・土地…宅地、田畑、山林など
・建物…家屋、構築物など
・現預金…現金、預貯金、未収利息、名義預金
・有価証券…株式、投資信託、公社債
・家庭用財産…ゴルフ会員権、貴金属、書画骨董、家財道具
・事業用資産…商品、機械装置等
・その他…貸付金、電話加入権等

HAPPY WEDDING

経営監査　係長　吉田　晃央

今年の4月26日に入籍及び結婚をいたしました。多くの方々からお祝いのお言葉をいただき、誠にありがとうございました。二人での生活も約半年が経ち、ようやく落ち着いてきましたが、今後も互いへの思いやりを大切にして、暖かい家庭を築いていきたいと思います。
未熟な二人ですが、今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

ちょっと小話

経営監査　茶野下　貴寛

『小諸なる古城のほとり　雲白く遊子悲しむ･･･』
去る8月30･31日、土日を使いまして、長野県東部に位置する小諸市へと旅行して参りました。小諸市へは軽井沢より、しなの鉄道(約25分)等で向かうことができます。
冒頭の一説は、詩人･島崎藤村の「千曲川旅情の歌　一」の歌い出しですが、小諸市は藤村のゆかりの地とされています。詩中に歌われている小諸城址は、跡地の一隅が懐古園として整備され、さくら名所100選の地としても選ばれています。園内展望台から望む、大きく蛇行した千曲川とそれに沿って立つ山間の姿は、雄大で迫力に溢れておりました。
宿においても、藤村が足繁く通った中棚荘にお邪魔させて頂きました。創業は明治31年、懐古園からもほど近い山間にひっそりと建つ一軒宿で、現在でも大正時代からの客室を、宿泊客の食事処や客室として使用しており、風情漂う佇まいでした。女将や仲居さんの人情味溢れるもてなしや眼下に千曲川、遙か先に北アルプスを望む温泉で、大変落ち着かせて頂きました。
皆様におかれましてはご多忙のこととは存じますが、今年の秋の夜長には、書に親しみ、作者ゆかりの地へとぶらり足を向けてみてはいかがでしょうか。
私もその一人でしたが、
藤村のように、旅情をそそられること
請け合いですよ。

☆編集後記☆

新涼のみぎり、皆様にはいよいよご多忙のことと存じます。
昼夜の寒暖差が広がり、体調を崩される方も多いのではないかと存じます。
実りの秋によく食べ、たくさん力をつけて、来る厳しい冬を乗り切りましょう。

【発行人】木村 岳二　【編集責任者】飯田　将史
【編集者】由井　雅代、竹田　佳孝、長野　真衣子、鷲田　咲子、廣瀬　智美